

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成19年9月5日(水)

開会 14時30分

閉会 16時30分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 山根一枝委員長、丹保健一委員、竹下讓委員、井村正勝委員、安田敏春教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 安田敏春(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 東地隆司 学校教育分野総括室長 坪田知広

生涯学習分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 真伏利典

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 川口朋史 人材政策室主幹 吉間禎夫

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室指導主事 森典英 特別支援教育室 梶原久代

特別支援教育室指導主事 伊達隆

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第40号 職員の懲戒処分について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成20年度使用教科書の採択について

7 審議の概要

・開会宣告

山根委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成19年8月22日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

井村正勝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第40号は人事案件のため、非公開にて審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告題1を先に行い、その後、非公開の議案第40号を審議することを確認する。

・ 審議内容

報告1 平成20年度使用教科書の採択について（公開）

（高校教育室長説明）

平成20年度使用県立学校（高等学校及び特別支援学校）教科用図書の採択結果について、別紙の通り報告する。平成19年9月5日提出、三重県教育委員会事務局高校教育室長、特別支援教育室長。

1枚目が平成20年度使用教科書採択一覧表という事で県立高等学校の分です。桑名北高校から紀南高校まで77校で、教科書採択数は合計で3329点です。79頁をご覧ください。ここからは県立特別支援学校の教科書採択一覧表です。盲学校から緑ヶ丘特別支援学校まで、14校で使われる教科書採択数の合計は1586点です。

まず初めに、教科書採択の流れをご説明させて頂きたいと思います。資料143頁資料1ですが、そこに教科書採択の根拠と手続きがあります。初めの一段目は根拠です。県立学校の教科書採択についてですが、

印のところに1とありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び26条により、教科書の扱いが規定されています。23条は教育委員会が管理するものとして、第6項に教科書その他の教材の取り扱いが教育委員会の取り扱うべき事とされています。26条には、教育委員会から教育長その他の職員への委任に関してです。見て頂きますと分かりますように、事務局に委任されています。その箱印に教育委員会 印1に教育長となっていて、さらに 印2のところに学校教育分野総括室長に教育長から委任をされておりまして専決です。これは三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規定第3条により、総括室長に委任をされています。そもそもの教科書については県立、上のところですが、校長の内申を受け、教育委員会が採択。これは県立学校の管理運営に関する規則第13条の中で決められています。そういうように、校長の内申を受けて教育委員会が採択をするわけですが、県立学校においてはどのような選定手続きがなされているのかというのが二段目の表です。20年度使用教科書という事で来年度の入学生の教科書です。あくまでも来年度の入学生が使う教科書です。各教科等会議による選定という事で、まず県立学校では教育委員会の通知を受けまして、それに基づいて各教科等で、例えば社会科なら社会科、国語科なら国語科で集まって、先生方がうちの生徒の実力から言えばこの程度である、この教科書ならいいという事を話し合うわけです。それを校内選定委員会による審議という事で、下の段ですが、校内選定委員会には学校関係者に加えて保護者代表とか学校協議委員が参画します。これは何故かと言うと、選定事務の透明性を図るということです。学校の者だけではないしに外部の人達も入って、いいかどうかというのを見てもらうと、そういう事でそこで審議をして頂いて、それならいいのではないかと、原案でいいのではないかとか、或いはここはこの方がいいのではないかと或いはこれはどういう事なのでしょうかとという事で審議をして頂いて、決定して、校長が最後に決裁をします。そして、校長から県教委へ内申が上がっていきます。県教委は内申を受けて、教育委員会の担当、高校教育室と特別支援教育室が選定理由書を点検し、確認します。そして不備があると、学校へもう一度やり直しなさいと、ここが間違っていますよという事で再提出をして頂きます。そしてさらに合同に審議をやりまして、最後総括室長の決裁を受けたところです。そして、今日の教育委員会に報告させて頂いているという事です。次頁、資料2ですが、具体的にはこういう流れの中で先程の事について、日を追って確認或いはチェックをしてきたところです。資料3ですが、本年度、20年度の使用教科書採択において、どんな点に特に留意したのかという事ですが、145頁です。昨年度の未履修問題に係る対応という事で、全国を騒がせました高等学校の未履修問題で、（1）指導主事が各校の教育課程と教科書採択の整合性を確認するにあたっては、異なる担当者が同一校を複数回点検するとともに、不備がみられた場合は直接指導を行いました。具体的にはどのような点が挙がってきたのかと申しますと、教育課程に科目が記載されているわけですが、その科目の相当の教科書が選定されていなかったと、選定漏れとか、或いは例えば保健体育を3か年に渡って履修するようにした方がいいというのが学習指導要領で決められているわけですが、2年生3年生だけにしか入っていなかったと、それはちょっとおかしいのではないかとという事で、3か年に1単位ずつ3単位やっただけと直接指導を行ったところです。それから（2）採択した教科書が未購入にならないよう特約供給所との連絡を密にすることにしました。これにより学校、特約供給所、県教委の連携をより強固にし、確認体制の確立に努めているところです。表を見て頂きますと、従来は左側ですが、右側のところ改善策となっていますが、些細な事ですが、その 印から出ている発行者特約供給所取次書店、学校とあります。その中で、ややもすると学校は特約供給所とだけ、或いは取次書店と直接取引をしてしまいまして、県教委へ報告をしていなかったというような事が見られました。教科書を県教委が掴んでいなかったというのが、実は未履修にはなかったのですが、そういうような事があり得たという事で、今後特約供給所からこういうように学校から来てますと、学校から教育委員会に来ているものと付き合わせ

るとできるように改めました。これが一番大きなところとっております。それから2の選定理由者の適正化ですが、なぜこの教科書を選んだかという事を各学校長から上がってくる理由書のところで(1)ですが、各学校の教科書関係事務担当者連絡会議を行った、通知だけでなしに会議をもってこういう点に注意して下さいという事と、さらに教務担当者会議というのがあります。この担当者というのは教務主任なんですが、教育課程の編成を中心にやっている主任さんです。この方と教科書関係事務担当者が一致した、共有できるような事を常に働きかけるとい事で指導を行って、意識の啓発を務めたところです。そういうような事もありまして、結果としては(2)ですが、県立高等学校においては選定理由書の内容不備等の指摘事項が年々減ってきています。特に今年度は55件の指摘数になってきたという事で、喜ばしい事か或いは力量不足がちょっと分かりませんが、随分減ってきているという事です。それで 印のところ注釈なんですが、県立学校においては毎年の入学する生徒に実施する教育課程これをまず出して頂きます。それを出して頂いた上でその教育課程の中に定められている教科科目に使う教科書を毎年度選定するという事ですので、検定を受けてその後のというんじゃないという事ですので、よく新聞紙上で賑わすような歴史教科書がどうのこうのというのはこの年度でないという事です。最後の頁、146頁ですが、今までのおさらいのようなどころもあるわけですが、一番上の丸は選定の妥当性を確保するため、教科書選定に係る手続きの徹底と目的の周知を図るという事で、二番目の特別支援学校につきましても、平成19年度教科用図書無償給与事務説明会において、教科書の選定が適切に行われるように指導を行って頂いたところです。それから二つ目の丸のところですが、20年度使用教科書選定に係る校内委員会を設置し、学校外部の委員を増やす等により公正を期するよう指導を図るという事で、年次順に書いてありますが、ここ3年は全ての県立学校において全校でPTAとか学校評議員の参画を経ておとところで、非常に透明性が高まっています。三つ目の丸については教科書選定理由書の点検を行い、不備等について再提出を依頼して選定に係る業務の精度を高める指導を行っています。その業務の指導を高めるといのはどんなものかと言うと(1)の教科書選定理由書の出版社とか図書名とか記号とか番号、教科書にはそれぞれついていますが、それが一致しているかどうかとか或いは(2)の妥当性、生徒の実態に合っているかどうかとか教育課程、学習場面との相関とかそういうような事、最後に教育課程と教科書の整合性はどうなっているかという事でカリキュラムを見ながら教科書と一致をさせているという事です。個々については1頁目から桑名北高校まで全日課程からそれぞれありますが、見ていると少し説明するのが大量ですので、またお気付きの点があればよろしくお願い致します。以上でございます。

(特別支援教育室長説明)

続きまして特別支援学校の教科書、教科用図書の採択につきましてご説明させていただきます。今高等学校の方で説明させていただきましたが、おおよその点におきまして同じような形で進めさせて頂いています。特別支援学校の使用教科書の方ですが、小中学校高等学校の検定教科書や特別支援学校用の著作本というのがございます。また一般図書の中から選定もされております。また検定教科書に関しましては、小学校用が平成16年度、それから中学校用が平成17年度に各校採択済でありますので、本年度の採択はございません。高等部に関しましては検定教科書は来年の採択になっております。特別支援学校では検定本に関しましては、高等部におきましては353点、これは79頁の方に示させて頂いています。著作本に関しましては小中高等部合わせまして307点、一般図書いわゆる通常107条本と言われている部分ですが、小中高等部合わせまして926点の採択をしました。そのあと81頁以降に関しましては、例示しましたこの一覧表に関しましては特別支援学校14校分全てを載せさせて頂いております。以上です。

【質疑】

竹下委員

1つずつ質問というか、ちょっと分からないから聞きたいんですけど、山口室長の方には、145頁の選定理由の適正化ですけれども、これはこちらから押し付けるというのではないですよね。

高校教育室長

ございません。あくまでも学校長の内申を尊重するという事で、先程の146頁にあります、選定理由の妥当性(1)から(3)という事で、特に(2)の とか とか というのはなかなか私達が生徒の実態を分かるところが少ないので、その辺りはある程度学校にお任せするという事になります、(1)と(3)については、これは県教委がしっかりチェックをして指導をしなければいけないというふうに思っていますので、押し付けるというのはいけません。

竹下委員

露骨に押し付ける事はないでしょうけれど、やんわりと、あまりにも指摘事項の件数が減り過ぎてるとして、55件。昨年まで188件あったと。今年は55件ですからこの事前打ち合わせで意識の啓発が非常に上手くいったという事でしょうけれど、ちょっと減ったのが多過ぎるなというのが。

高校教育室長

減り方が。

竹下委員

減り方がね。そんなに上手くいくものかなという。となるとこちらの言い分が通っているからというような邪推もしておる訳ですけど、それは杞憂ですよ。

高校教育室長

大半は指摘事項のところなんですけども、選定理由の内容不備というのが多くありまして、先程私が言いました(1)の例えば新編となっているのが精選とかそれを間違っているというそういう指摘であって、この本とこの本にしなさいとかそういう事は、県教委は全然タッチしていないわけです。

竹下委員

それからもう1つ、特別支援学校の方でこれは前も聞いた事があるような気がするのですが、著作本とか107条本とか、どんなものなのか解説してもらえますか。

特別支援教育室長

見本の方を配らせて頂きます。

特別支援教育室指導主事

こちらの本なんですけども、これは盲学校で使われている点字教科書でして、これは文部科学省の著作権を有する教科書という事です。中身につきましては、検定教科書の中身が点字として表してあります。

竹下委員

これはこの分類でいくと検定本の中に入るわけですか。

特別支援教育室指導主事

こちらは著作本になります。

特別支援教育室長

だまかにそちらに3種類あります。実は検定本と申しますのは文部科学大臣の検定を経た教科書図書というのが一般的なんですけども、特別支援学校に関しましては、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書という事で、これはそうたくさんありません。こういう点字本であるとか、それからちょっと1冊とって見て頂けますか、星印で示してあるんですが、中学校用高校用高等部用とか小中部とか、特に小中用で全ての教科じゃなしに限られておりますがございませぬ。これは数は少ないです。それからもう1つ、107条本というのがございませぬが、検定教科書や著作本を使用する事が適当じゃないという生徒が在籍しております。その場合に使用が可能なんですけども、文部大臣の定めるところによりそれ以外の教科用図書を使用する事ができるとされております。それが107条本です。

委員長

どうして107条と言うんですか。

竹下委員

107条で出来てるんですよ。

特別支援教育室長

107条で規定されているという事です。

教育長

法律では、何の107条なのですか。根拠は何ですか。

特別支援教育室長

学校教育法の107条に規定されておまして、それで一般的にそのような形で言われております。今見て頂いております市販されている本等も教科書として使用が出来ます。著作本に関しましては見て頂いてちょっと付け加えさせて頂きませぬと、星印が書かれておりますが、1個と2個と3個というのが小学部用です。4つ星が書かれているのが中学生用という事です。

教育長

高等部というのは。

特別支援教育室長

高等部はないです。その他、点字本という限られた部分ですので、それが該当します。

竹下委員

点字本の1頁を誰か読んでくれませんか。数学がどんなふうになっているのか、分からないんで。

特別支援教育室長

今それはちょっと。すみません。

竹下委員

分からないですか。

特別支援教育室長

ええ、読めたらいいんですけど、ちょっと。

竹下委員

これはさいころで分かるんですけどね。

特別支援教育室長

普通はこの薄いのであっても小学校の全学年が半分ずつに分かれておりまして、小学校というのは、その1冊を点字にいたしますと、3冊とか非常に何冊にもなると。それは両面に印刷されています。

井村委員

片面しか読めないと思います。こっちが膨らんでこっちが引っ込んでる方ですから。

特別支援教育室長

どちらからも読めるようになっています。

竹下委員

いや、両方とも膨れている。

井村委員

膨れてるところもあるんですね。

特別支援教育室長

教科書によっても、それと何か学年って言うんですか。

井村委員

要するに穴が緩衝しちゃうかんよね。穴と穴が完全にずれているわけだよ。

教育長

著作本というのは、要は効率が悪いから民間は作らないので、だから文科省が作るわけですか。

特別支援教育室長

はいそういう事です。

竹下委員

これは文科省が著作権を持っているから。

委員長

よく新聞か何かで見ますけども、弱視の子ども達のための拡大教科書というのがありますね。拠点校で盲学校は揃えてて、各市町の小学校の弱視の子どもさん達の支援にも、盲学校に問い合わせればそういうのが手に入るといことですか。

特別支援教育室長

そうではないんです。やっぱり該当しているのだけあるんです。拡大の場合はそれぞれ限られておりますので、ちょっと今まだ用意はされておられませんけども、決まった後でこの本を拡大というので別に頼んでやってもらってるところがありますので。

委員長

そういうシステムはどうなっていますか。もし県内の市町にいらっしゃる小学校とか中学校の児童の弱視になられた方で、必要だという事が事前に把握ができればどういうシステムになるわけですか。

特別支援教育室長

拡大本というのは検定本に入っていたり元の本がありまして、それを拡大してもらうんですけども、その場合は、市町の学級の場合は市町で選定して頂いて、そして発注して頂くみたいな形になっているんです。報告は頂きます。

委員長

拡大用の教科書というのは、どこかに発注をするんですか。

特別支援教育室長

そうです。それに関しては、もう限られておりますので、拡大本も。そんなにたくさんやっておりませんので。教科書は、全てのものが拡大本として存在しておりませんので、限られた中での選択という形になっております。大体そうですね、ボランティアに頼むとか。

委員長

ええそれよく新聞に載ってますね。そういう情報は全部盲学校はあるんですか。

特別支援教育室長

情報は、必要であれば全てお伝えしております。

委員長

盲学校は、ボランティアとのネットワークは持っているんですか。

特別支援教育室長

はい、それは盲学校の方でやっております。

委員長

それで支援できるようになっていますか。

特別支援教育室長

はい。

竹下委員

耳で聴くのはあるんですか。こういうものをテープに吹き込んだ物が。

特別支援教育室長

それもございますが、名前はちょっと私も把握しておりませんが、教科書をそのままテープでというのはもし必要であればボランティアでお願いします。この頃キーボードに印が付いてまして、変換できるようなものもあるんですけど、全てがそうじゃない。

委員長

夢学園では、全盲の生徒さんを受け持った事がありまして、その生徒さんに聞いたら、専属でボランティアさん、教科によってという事もありましたけれども、中には間違ってる事もあって、そういう中ででも一生懸命気持ちまで伝わって、一生懸命してくれたって事でご本人の教科書との触れ合いの感動的なものもありましたけども、一生懸命勉強するという、何かそういうところで、はっきり分からなかったの。じゃあ拡大本も、高等部の場合とか高等学校の場合もその学校が選定した教科書で、必要だと言ったら個人的に発注をするんですね。

特別支援教育室長

学校がという事になっています。

井村委員

レベルが高いですね。びっくりします。

特別支援教育室長

そうですね。

井村委員

ものすごくレベルが高いですよ。

特別支援教育室長

ちょっといい内容の教科書を選んだので。

委員長

これは外国人の方にいいですね。

特別支援教育室長

ええ、結構そのままじゃなしに教科によって工夫しながら、いろんなサブの教材を使ったりしながら教えております。そのまま採用するよりは授業で使用出来るようです。

丹保委員

教科書に関して、親御さん達から何かクレームが入るとか今までありましたか、そういう例は。

特別支援教育室長

特別支援学校に関しましては、今のところ直接そういった、この教科書はどうのというのは聞いていません。どの教科書を使うかという場合には、保護者の方ともいろいろ話をしながら進めさせて頂いております。

高校教育室長

特段保護者からの苦情はございません。ただ、昨年未履修の問題が起こった時に、県民の方々から、あの学校では理科総合をやっておるけど、理科総合の教科書は使っていないという声が寄せられた事がありました。買っているのは買っているという事がございまして、私共は昨年度未履修が起こった時にきちんと教材として教室の中で使うと、何らかの形で使うという事を基本にやってほしいという事で指導もしました。その辺りについて教科書を買う買わないのところでは殆ど苦情はありませんが、使い方という事で昨年未履修の問題がありました。

委員長

あとこの中に「みえこさんの日本語」とか外国人生徒のための教科書というのを県で作っていますけど、そういうのはどこの分類に入るんでしょう。

高校教育室長

あれは教科書ではなしに教材とか副読本とかになっておりまして、これについては学校長は届け出だけという事で、教育委員会には報告しなくていいという事になっております。

委員長

そうですね。特に今はありませんか、外国人児童のための教科書というのは。三重県は生徒数が多いですが。

高校教育室長

私はないというように聞いております。

委員長

そうですか。

高校教育室長

まあ国際交流財団が中心になってそういうのはやっています。

委員長

そうですね、はい。

井村委員

高校で3329点採用しましたが、この数というのはここ数年で比べると増えているんですか、減っているんですか、同じ位ですか。

高校教育室長

去年は3400という数ですから、若干71点減っておるとい事です。

井村委員

教育委員会としてはご覧になって、多過ぎるとか少な過ぎるとかそういうような指導もするのですか。

高校教育室長

多過ぎるとか少な過ぎるとい指導は一切しておりません。昨年あったかと思うんですが、偏りが多く見られる教科書は傾向としましては、地歴の日本史Bのところでは「詳説日本史改訂版」山川出版社、それから地歴の地理Bの「新詳地理B初訂版」の帝国書院、それから保健体育の「現代保健体育改訂版」大修館というのが大体60%から70%の高校で採択されています。その3つだけ顕著で、あとは非常にバランスよくそこそこ偏りは見られません。

竹下委員

ぱらぱらと公民を見ると、かなり採択数は違いますね。現代社会だけのところもあれば、政治・経済、倫理、現代社会全部やっているところもある。こういうのは別に何も問題はないのですか。

高校教育室長

これは学習指導要領の中で、公民のところでは例えば4単位取ればいいというのだけが決められていて、政治・経済を取ろうが、倫理を取ろうがそれは各学校の子ども達の何を学ばしたいかということにかかっています。ただ学習指導要領では例えば世界史は必修ですと、A Bに関わらず、2単位のものと4単位のものがあるわけですが、それはもう必ず取りなさい、世界史は取りなさいという、それ以外は各校長の裁量で。

竹下委員

国語で、漢文というのは全然ないですが、これは今はやらなくていいんですか。

高校教育室長

これは古典の中に入っています。国語総合にも入っておるとい事で、漢文という教科書はないんです。

竹下委員

単独はないんですか。

高校教育室長

はい。

委員長

杉の子特別支援学校に行った時にびっくりしました。漢文の難しい授業をやっている。しかも60代の方が。1対1で。もう車イスに乗ってらっしゃったけど、ものすごい。

特支援教育室長

こちらが教えてもらえるような、よく知ってる方でしたね。

委員長

そうです。すごいレベルの高い授業でした。感動しました。ですから、特別支援学校の素晴らしい教科書があるので、外国人児童に非常に役立つようなのがあるので、先生方は多分知らない方も多いので、もうちょっと情報を提供してあげたらいいかなと思います。

高校教育室長

ありがとうございます。

委員長

外国人児童のために。他にはどうですか。特に定時制、通信制とか特別な教科書っていいはないですよ。

高校教育室長

はい。

委員長

質問なんですけど、最近ではコンピュータが発達してきて、例えば目の不自由な方もコンピュータでデータを音声化して聞けるというソフトもあって、今ハイテクの時代になってるんですけども、そういうのも学校

では活用できるんですか。環境として。

特別支援教育室長

拡大本って先程ありましたけども、点字本もあるんですが、ボランティアとか、それから社団法人の方で3社位は手がけてくれているところがあるんですけど、全ての教科書みたいにいけませんので、拡大器がおっしゃるようなところとか、点字を入れれば声が聞こえるとかそういうものもあります。その子の状態というんですか、目の状態とかに応じた活用をしながらというのは進めております。

委員長

皆さんにいい環境で勉強して頂けるといいですね。他にはどうですか。はい、それではよろしいですか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第40号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。